

マル経融資・新型コロナウイルス対策マル経融資のご案内

マル経融資とは、小規模事業者経営改善資金の略称で、商工会議所の指導を受けている商工業者（小規模事業者）が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用いただける商工会議所独自の融資制度です。

	マル経融資制度	新型コロナウイルス対策マル経融資制度
融資限度額	2,000万円	1,000万円（マル経融資と別枠）
返済期間	運転資金 7年以内（据置期間 1年以内）	運転資金 10年以内（据置期間 3年以内）
	設備資金 10年以内（据置期間 2年以内）	設備資金 10年以内（据置期間 4年以内）
融資利率	1.30%（令和5年1月4日現在）	左記の融資利率より当初3年間0.9%引き下げ
融資資格	①常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下） ②刈谷市内で1年以上、同一事業を行っていること ③当所の経営指導を原則6ヵ月以上受けていること ④所得税、市県民税その他の税の滞納がないこと ⑤日本政策金融公庫の融資対象であること ⑥当所の推薦が必要です	左記の融資資格に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%減少していること
資金使途	【運転資金】 ●仕入資金、買掛金・手形決済資金 ●外注費の支払い資金 ●給与・賞与等の諸経費の支払 など 【設備資金】 ●工場・店舗の改装資金 ●車両・機械の購入資金 など	左記と同様

※上記の融資利率は金融情勢によって変更する場合があります。

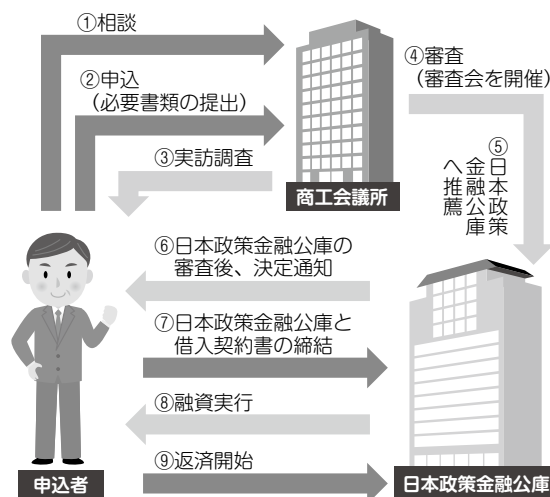
※審査によりご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。

【必要書類】

個人事業主の方	法人の方
前年・前々年の青色申告決算書（収支内訳書）および確定申告書	前期・前々期の税務申告書一式（決算書、確定申告書、勘定科目内訳書など）
決算後6ヵ月以上経過の場合は最近の残高試算表	決算後6ヵ月以上経過の場合は最近の残高試算表
所得税・事業税・住民税の領収書または納税証明書	法人税・事業税・法人住民税の領収書または納税証明書
	履歴事項全部証明書
見積書・カタログ等（設備資金の申込みの場合）	見積書・カタログ等（設備資金の申込みの場合）

※上記以外の必要書類はご相談時に別途ご案内いたします。

【相談から借入まで～ご融資の流れ～】



【申込・問合せ先】 刈谷商工会議所中小企業相談所 TEL: 0566-21-0370